

事 務 連 絡

平成24年4月27日

各国公私立大学学生支援担当課長
各公私立短期大学学生支援担当課長 殿
各国公私立高等専門学校学生支援担当課長

文部科学省高等教育局学生・留学生課

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
の施行に伴う介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて

各大学等におかれましては、日頃より、学生生活の支援の充実に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

今般、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の施行に伴う介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省より通知がありました。

これにより、医療従事者以外でも所定の研修を受けた者が、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施できることとなりましたので、障害のある学生への支援の充実等の観点から、各大学等に情報提供させていただきます。

貴職におかれましては、関係教職員等に周知いただくようお願い申し上げます。

なお、本制度の詳細については、以下の厚生労働省ホームページを参照願います。

（参考）厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/index.html

【担当】

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係（田畑、飯塚）

TEL:03-5253-4111（内線:2519）

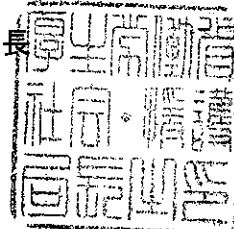
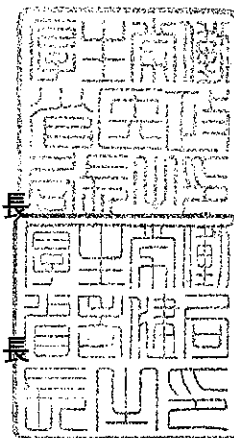
医政発0329第15号
老発0329第8号
社援発0329第20号
平成24年3月29日

文部科学省高等教育局長 殿

厚生労働省医政局 長

老健局 長

社会・援護局 長



介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて（通知）

標記について、別添通知を各都道府県知事あて発出したので、御了知いただきますようお願いいたします。



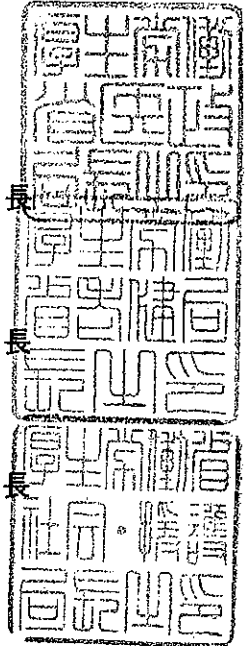
医政発0329第14号
老発0329第7号
社援発0329第19号
平成24年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局 長

老健局 長

社会・援護局 長



介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて（通知）

標記については、「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日付け医政発第0717001号）、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成16年10月20日付け医政発第1020008号）、「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日付け医政発第0324006号）及び「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日付け医政発0401第17号）（以下「喀痰吸引関連4通知」という。）により、介護職員が喀痰吸引等を実施することがやむを得ないと考えられる条件について示してきたところである。

今般、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）（以下、「法」という。）の施行に伴い、介護職員等による喀痰吸引等（改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則で定める行為に限る。以下同じ。）の実施について、下記のとおりとなるので、貴職におかれては、管内の市町村、関係機関、関係団体及び各特別養護老人ホーム等に周知いただくとともに、制度の円滑な実施に向けて特段の配慮をお願いしたい。

記

介護職員等による喀痰吸引等については、平成 24 年 4 月 1 日から、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）に基づき行われることとなること。

このため、改正法に基づかず実施している事実が確認された場合においては、できる限り速やかに改正法に基づいた適用手続を促すべきであること。具体的には、改正法施行の平成 24 年度前に喀痰吸引等の行為を実施していた者については、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請及び当該者が属する事業所における登録喀痰吸引等事業者の登録手続をできる限り速やかに行うよう周知すること。

また、平成 24 年 4 月以降に喀痰吸引関連 4 通知で示した研修を実施しても、改正法の経過措置に基づく特定行為業務従事者の認定は受けられないことに誤解なきよう対応されたい。

なお、改正法に基づかない介護職員等の喀痰吸引等がやむを得ないものかどうかは個別具体的に判断されることになるが、その際、喀痰吸引等は原則として改正法に基づいて実施されるべきであることも勘案された上で判断されることとなると考えられること。